

教 福 第 4 2 6 号
令和4年（2022年）6月8日

各道立学校長 様

教職員局福利課長

「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」に係る令和4年度メンタルヘルス対策の
重点取組事項について（通知）

「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」については、平成27年6月22日付け教福第192号教育職員局福利課長通知により、職員心の健康の保持・増進に向けた取組をお願いしているところですが、メンタルヘルスへの意識啓発を図り、メンタルヘルスに関わる取組を定着させるため、本年度の重点取組事項を定めたので通知します。

なお、重点取組事項は、前年度の取組事項を継続することとしておりますが、令和4年（2022年）3月1日付け教福第2587号教職員局福利課長通知「令和3年度「道立学校職員等のメンタルヘルス計画」の取組状況に係る総括資料について」の調査結果を踏まえ、別添「令和4年度メンタルヘルス対策の重点取組事項に係る留意事項」として整理しましたので、これらに留意の上、職場のメンタルヘルス対策に係る取組を一層推進するようお願いいたします。

（健康管理係）